

## 養護教諭養成教育における養護実践、専門的機能の視点による 養護の枠組みと内容の検討

中 下 富 子	埼玉大学教育学部学校保健学講座
岡 田 加奈子	千葉大学教育学部
朝倉隆司・竹鼻ゆかり	東京学芸大学
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部
斉 藤 理沙子	聖学院大学

キーワード：養護教諭養成、教育内容、専門的機能

### 1. はじめに

養護教諭の専門は、教諭の専門とする教科に匹敵する「養護」である。「養護」の専門は、教育職員免許法「養護に関する科目」として養護教諭養成カリキュラムに位置づけられている。しかしながら、養護教諭は歴史的にはその起源が学校看護婦であったために、「養護」は、従来、「看護」を基本に考えられていた。時代の変遷とともに、養護訓導、養護教諭へと名称が変更となり、1947年学校教育法に「養護教諭は養護をつかさどる。」と規定された。1949年教育職員免許法において、アメリカの強い勧告を受けて、養護教諭の養成は看護婦資格を基礎資格とした養成制度となった。しかし、1952年看護婦とは異なる養護教諭養成コースが新設され、1958年には学校保健法が制定、1962年国立大学に1年課程（特別別科）看護婦免許所有者に養護教諭1級免許状を与える養護教諭養成が開始された。その後1966年国立大学に3年課程、1975年国立大学に4年課程の養護教諭養成が新設された。児童生徒の心の健康問題等の深刻化に相まって、1998年教育職員免許法「養護に関する科目」の一部が改正され、「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」の2科目が追加された。

現在、文部科学省で課程認定された養護教諭養成機関は120大学以上あり、看護師養成大学がその過半数を占めている。杉浦（2005）は日本の養護教諭の歩みの特徴づけるものは、健康管理の担当者であると同時に、健康教育の担当者としての発展を遂げてきたこと、また日本で独自に発達した「養護」を冠する教育職員となったことと述べている。養護教諭は、教育職員としての職位に基づいており、養護教諭養成教育における教育職員としての教育内容である「養護」内容を明確にする必要があると考える。

そこで、本研究は、養護教諭養成教育における養護実践、専門的機能の視点による「養護」の枠組みと養護内容について明らかにすることを目的とした。本研究で、養護教諭養成教育における「養護」の枠組みと養護内容を明確にすることは、養護教諭の専門性とその役割を明確にし、養護教諭のキャリア教育の発展に寄与することができるものと考えられる。本研究は、目的に迫るために、検討Aとして「養護」の枠組みの検討、検討Bとして「養護」内容の抽出と検証といった2つで構成した。

## 2. 検討A 養護の枠組みの整理

### 2-1 養護概念の整理

表1 養護概念と養護教諭の専門的機能一覧表

	小倉 (1990)	藤田 (1985)	国立大学養護教諭養成協議会 研究委員会 (1984)
養護概念	養護教諭の職務全体の行う仕事は「養護」概念である。	学校保健とは、実態をあらわす概念であり、養護はその機能面をとらえた概念である。養護教諭の職務に限定せず、学校全体が持っている一つの学校保健の機能が「養護」概念である。 養護は、①子どもの健康保護、②発達保障の2つの軸に支えられている。	「養護」の概念の根底にあるものは、人が「一人の人間」として暮らす（生活する、生きる、live=life）ことを支える行為であり、その保障である（堀内・大谷ら、1998）。
養護教諭の専門的機能	養護教諭の専門的機能（試案4）は、①学校救急看護の機能、②集団の保健管理の機能、③教育保健における独自の機能、④人間形成の教育（教職）の機能といった重層構造である。	学校保健の機能は①健康保護と発育保障、②学習条件の整備と就学保障、③保健の科学的認識・自治能力の育成の3つである。 学校における養護の内容は、学校保健の3つの機能の統合である。養護教諭は自らの専門性を発揮して、それを中心に担う存在である。養護教諭の教育実践とは、対象への働きかけを通して、対象を認識したり、働きかける自分の行為を認識したりする、行為と認識の相互作用の過程である。子どもと養護教諭との相互に深め合う関係を生み出すことが養護実践の根幹である。	養護教諭の基本的機能は、(1)学校保健活動における専門的機能、(2)学校保健経営の機能、(3)専門職としての研究の機能である。

養護の枠組みを整理するために、「養護」について養護概念及び養護教諭の専門的機能の観点から言及している藤田(1985)、小倉(1990)、国立大学養護教諭養成協議会研究委員会(1984)の文献を用いて検討を行った。文献から養護概念及び養護の専門的機能について一覧表を作成した(表1)。

まず、養護概念について、小倉(1990)は、養護教諭の職務全体の行う仕事を限定して養護概念としている。また、藤田(1985)は、学校全体が持っている一つの学校保健の機能が養護概念としており、養護は、①子どもの健康保障、②発達保障の2つの軸に支えられていると述べている。小倉、藤田のいう養護概念は、学校保健活動を推進する養護教諭の実践そのものであり、両者ともに養護教諭の実践的・包括的な概念とした養護概念と考えられる。

また、堀内・大谷ら(1998)は、養護概念の根底にあるものは、人が「一人の人間」として暮らす(生活する、生きる、Live=life)ことを支える行為であり、その保障であることを述べている。さらに、大谷(2011)は、養護とは、人間の尊厳を認め自律的な生活を営む「人としてあたりま

えの生活」を保障できるように支援することとしている。大谷の養護概念の根底にある「人としてあたりまえの生活」の保障の考え方は、藤田のいう養護が健康保障、発達保障の二つの軸に支えられているという人権の尊重という視点から同様と考えられる。

つまり、養護概念は、子どもの人権の尊重に基づく健康保障、発達保障を根幹として、学校保健活動を推進する養護教諭の実践的・包括的な概念と捉えられる。

## 2-2 養護教諭の専門的機能の整理

次に、養護教諭の専門的機能について、小倉（1990）は、養護教諭の専門的機能（試案4）において、拡大・発展し、①学校救急看護の機能、②集団の保健管理の機能、③教育保健における独自の機能、④人間形成の教育（教職）の機能、といった機能の重層構造としている。

また、藤田（1985）は、学校保健の機能を学校保健活動の実態を3つに整理して、①健康保護と発育保障、②学習条件の整備と就学保障、③保健の科学的認識・自治能力の育成の3つとしている。また、学校における養護の内容は、学校保健の3つの機能の統合としている。

小倉と藤田の専門的機能についてみると、小倉の①学校救急看護の機能と②集団の保健管理の機能は、藤田の①健康保護と発育保障といった健康診断や健康観察、救急処置、疾病予防等の保健管理全般といえる。また、小倉は、③教育保健における独自の機能は、藤田の③保健の科学的認識・自治能力の育成といった保健教育による健康管理能力の育成や将来への自立を目指した内容と捉えることができる。また、小倉の④人間形成の教育（教職）の機能は、藤田の②学習条件の整備と就学保障につなげた、教育の目的である人格の完成を目指し、教育を受ける権利を保障することと捉えられる。

国立大学養護教諭養成協議会研究委員会（1983）・池本（1984）は、養護教諭の基本的機能について、(1) 学校保健活動における専門、(2) 学校保健経営の機能、(3) 専門職としての研究の機能の側面から述べている。(1) 学校保健活動における専門では、健康問題をとらえ、問題のある子どもに必要な対応、(2) 学校保健経営の機能では、学校保健活動、保健室経営について組織的な活動の展開、(3) 専門職としての研究の機能について重視することを述べている。このことは、養護教諭の組織的な実践、研究的視点から専門性を活かした様々な子どもへの必要な対応と考えられる。

さらに、藤田（1985）は、養護教諭の教育とは、対象への働きかけを通して対象を認識したり、働きかける自分の行為を認識したりする、行為と認識の相互作用の過程であると述べている。子どもと養護教諭との相互に深め合う関係を生み出すことを養護実践の根幹としている。

このことから、養護教諭の専門的機能は、養護概念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもと養護教諭との相互の関係による学校保健活動における養護実践に基づいた、学校保健の機能と捉えられる。

一方、大谷（2006）は、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会の養護教諭養成カリキュラムであるA領域（養護の基本原則）、B領域（発達過程における子どもの理解）、C領域（発達観・健康観の育成と養護活動を進める方法）、D領域（養護実践の内容と方法）、E領域（臨地における実地研究）について、以下のように述べている。B領域・C領域にかかわる「養護基礎学」については、養護実践を推進するための基礎としての不可欠な要素として取り上げ、A・D・E領域は「養護実践学」としてあげており、「養護基礎学」と「養護実践学」とのつぎ合せの重要性を述べている。また、A・D・E領域にこそ養護教諭の独自性があり、その内容の体系化によって、養護学が構築

されることを述べている。A・D・E領域は、養護教諭の基本原理の理解を目標としており、「養護」の概念を踏まえた上でのA・D・E領域が「養護実践学」とであると捉えられる。

また、子どもの教育や健康にかかわる課題に対する多様なニーズへの対応において、戸渡(2006)は、実践的指導力等を含めた高度な専門性を有する教員養成の充実を図るために、資質能力を確実に保持していく理論と実践とを融合した体系的な教育課程編成の重要性について述べている。

このことから、養護教諭養成教育は専門職として「養護基礎学」と「養護実践学」との融合を図り、より高度な専門的職業能力を保持する必要があると考える。本研究による養護概念は、対象とする子どもと養護教諭との相互のかかわりのよる学校保健活動における養護教諭の実践であり、学校保健の機能＝養護教諭の専門的機能と考えられる。つまり、養護教諭養成教育の専門とする養護の枠組みは、養護実践、専門的機能の内容であると考えられる。

### 2-3 養護教諭養成教育におけるモデル・コア・カリキュラムの構造

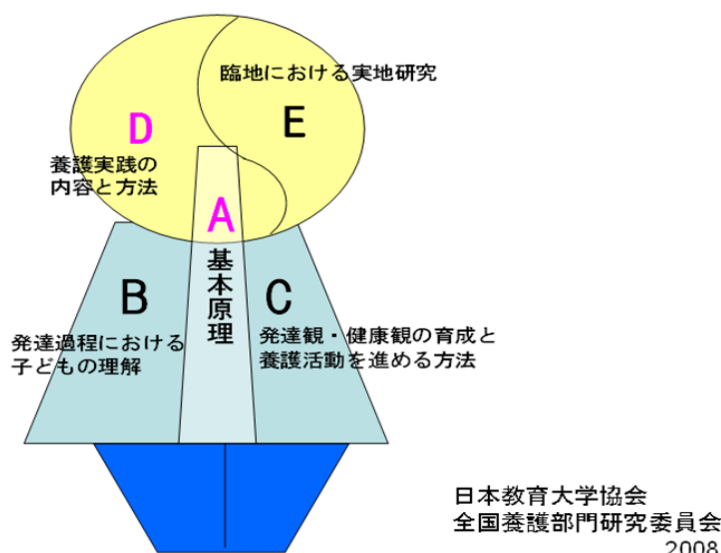


図1 養護教諭養成教育におけるモデル・コア・カリキュラム構造図

大谷(1999)・池本ら(2001)・堀内ら(1998)は、この教育職員免許法「養護に関する科目」の一部改正をきっかけとして、養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム(大谷, 2006)を報告している。また、日本教育大学協会全国養護部門(2000・2002・2004・2006・2008・2010・2012)では、養護教諭養成のための大学基準の向上を目指した「養護に関する科目」のコア・カリを検討している。日本教育大学協会全国養護部門(2008)では、養護教諭養成コア・カリの構造図として、養護実践を担う養護教諭をイメージした「コケシ型」を提案している(図1)。A領域(養護教諭の基本原則)は、専門職である養護教諭の自律性、主体性を保障する領域であり、養護教諭養成コア・カリのバックボーンとして表現されている。また、養護活動の目的意識を持った教育活動をさすものとしてD領域(養護実践の内容と方法)、E領域(臨地における実地研究)を頭部として表現している。このD領域とE領域は相互に連携し、養護実践の内容と方法に関する理論と、教育現場である臨地における実地研究との協働関係にあり、バックボーンであるA領域の基本原則が支えているとしている。

B領域(子どもの理解)、C領域(発達観・健康観の育成と養護活動を進める方法)は、「コケシ

型」の体幹部分としている。B領域、C領域は、養護実践を行うために必要な知識・技術の獲得であり、養護実践を支える血流・栄養を送り込む部分として示されている。下肢の部分は、豊かな人間性、自己教育力、論理的思考力等の専門職として共通の部分として示されている。

教育職員免許法「養護に関する科目」における教育内容において、養護教諭養成コア・カリの「コケシ型」の構造図は、頭部のD領域とE領域の養護実践にかかわる領域と、体幹部分のB領域、C領域の養護実践を行うために必要な知識・技術にかかわる領域とを養護教諭の基本原則とするA領域が支柱となつてつないでいる。

日本教育大学協会全国養護部門研究委員会の枠組みであるA領域とD領域とは、A領域（養護教諭の基本原則）を受けて、D領域（養護実践の内容と方法）が展開され、D領域の基盤となる内容がA領域で提示されている。A領域では、養護教諭のアイデンティティの確立を目指し、D領域では養護教諭としての実践課程とその方法論の知識、技術としている（大谷、2006）。

このことから、養護教諭養成コア・カリA・D領域が、本研究の基本的な考え方である養護の本質と実践を重視する教育内容、つまり養護実践、専門的機能としての養護の枠組みに適していると考えられる。養護内容の抽出にあたり、日本教育大学協会全国養護部門養護教諭養成コア・カリの構造におけるA領域「養護教諭の基本原則」、D領域「養護実践の内容と方法」をもとに検討を行うこととした。E領域（臨地における実地研究）は、養護実践に位置付けられるが、学校で行った学習に限定されているため本研究では除外した。

### 3. 検討B 養護内容の抽出

#### 3-1 養護内容の抽出方法

養護内容の抽出は、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会報告書（2012）の養護教諭養成コア・カリA領域、D領域の中項目における行動目標を達成するための養護内容について検討した。

養護基礎学、養護実践学の両面から内容が捉えられており、養護教諭養成大学「養護概説」のテキストとして筆者らが「養護概説」の授業づくりにあたって参考に使用している3つの文献を取り上げた。大谷らによる新養護学概論（2012）、三木らによる養護概説（2010）、采女らによる新養護概説（2009）を文献とした。

尚、本研究では、養護内容を選定する上で、養護の本質を基本とすること、子どもの成長発達を促す視点から、子ども達の多様な健康問題に対応する養護実践を重視する内容とすることを基本的な考え方としている。各テキストの目次の大・中項目を抽出し、コア・カリの行動目標に見合った養護内容として検討を実施した。期間は、2014年3月～9月（7か月間）であった。筆者らは、全員が「養護概説」の授業を担当しており、それぞれの授業をもとに養護内容について抽出し検討を行った。

#### 3-2 養護内容の抽出

養護内容の抽出による養護内容の試案について以下に述べる（表2・3）。養護内容については、養護教諭養成において養護教諭としての職務や役割を遂行する上で必要な基礎的知識や能力を修得することを基本とした。

表2 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム（2012）（A領域：教育職員としての養護教諭の基本原則）における養護内容（試案）

一般目標	大項目	中項目	行動目標	養護内容
養護の理念と目標ならびに教育職員としての養護教諭の基本原則を理解する	(1) 養護の成立基盤と養護教諭の基本的責務	① 養護教諭の歴史と制度	今日に至るまでの養護教諭の歴史の変遷と養護教諭制度の沿革を説明できる。	養護教諭の歴史と制度
		② 養護の本質と目標	対象や目的、機能などから養護の概念を説明できる。	養護の意義 養護の概念 養護教諭の専門性 養護とは何か 養護観
		③ 養護教諭の専門性と機能	時代や学校（規模、種類等）、子どもの健康ニーズ（健康度、年齢等）や健康課題に応じた心身の健康の保持増進ならびに発育・発達を支援を行う教育職員としての養護教諭の専門性を理解し、専門職としての基本的責務を説明できる。	教育職員としての養護教諭 養護教諭の専門性 今日的課題と期待される養護教諭像 職業倫理
		④ 養護実践の対象と場	子どもの健康実態への対応、学校の特性に応じた活動、関係職種との組織づくりと協働など学校の教育活動を通じて、対象と場に応じて行われる様々な具体的養護実践について説明できる。	子どもの健康実態と養護教諭の実践 学校の特性に応じた養護活動 養護教諭と組織づくり（学校、家庭、地域医療機関）
		⑤ 養護学の構築	養護実践を研究的に続けることが、養護学の体系化につながることを説明できる。	養護教諭の実践とエビデンス 養護教諭の実践と研究
(2) 学校教育の理解	① 子どもの発達と養護	① 子どもの発達と養護	人間観、健康観、教育観を持ち、発達過程にある子どもを理解し、子どもの人格的成長を目指した発達支援に果たす養護の意義や養護教諭の役割を説明できる。	子どもの発育発達 子ども観・健康観・教育観
		② 学校教育の理念・目標と養護	教育法規に示された教育の目的と各学校教育の目的及び目標を理解し、学校教育に果たす「養護」の意義や養護教諭の役割を説明できる。	教育の目的と目標、 教育に果たす養護教諭の役割
		③ 教育課程と養護	学校の教育活動の一環として展開される「養護」の実践を教育課程とのかかわりにおいて説明できる。	教育課程・学習指導要領と養護教諭の活動過程
(3) 学校保健の理解	① 学校保健の意義と制度	① 学校保健の意義と制度	学校保健の意義や構造、制度、関連法規について説明できる。	学校保健の意義や構造・制度・関連法規
		② 学校保健活動と学校保健計画	教育目標のもとに立案された学校保健計画は、養護教諭が、学校保健関係職員とともに推進する学校保健活動の基本計画であることを理解し、その立案・実施・評価を説明できる。	学校保健活動とは、 学校保健活動における養護教諭の役割 学校保健計画の立案、実施、評価と養護教諭のかかわり
		③ 学校保健組織活動と学校保健関係職員の役割	学校保健活動にかかわる組織、関連機関、学校保健関係職員の役割を、養護教諭との協働において、説明できる。	学校保健の関連職種・関係機関の役割と協働
(4) 学校安全の理解	① 学校安全の意義と制度	① 学校安全の意義と制度	学校安全の意義や構造、制度、関連法規を説明できる。	学校安全の意義や構造・制度・関連法規
		② 学校安全活動と学校安全計画	教育目標のもとに立案された学校安全計画は、養護教諭が、他の教職員とともに推進する学校安全活動の基本計画であることを理解し、その立案・実施・評価を説明できる。	学校安全活動とは 学校安全活動における養護教諭の役割 学校安全計画の立案、実施、評価と養護教諭のかかわり
		③ 学校安全組織活動と学校安全関係職員の役割	学校安全活動にかかわる組織、関連機関、他の教職員の役割を、養護教諭との協働において、説明できる。	学校安全の関連職種・関係機関の役割と協働

(1) 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム（A領域：教育職員としての養護教諭の基本原則）における養護内容

A領域は、養護概念や養護の本質を基本とする内容であり、A領域の一般目標は、「養護の理念と目標ならびに教育職員としての養護教諭の基本原則を理解する。」とされている。大項目は、「(1) 養護の成立基盤と養護教諭の基本的責務」、「(2) 学校教育の理解」、「(3) 学校保健の理解」、「(4) 学校安全の理解」の4つに大別されている（表2）。

ここでは、まず、大項目「(1) 養護の成立基盤と養護教諭の基本的責務」において、今日に至るまでの「養護教諭の歴史と制度」、学校看護婦の時代、養護訓導、戦後の養護教諭の時代に養護教諭がどんな位置に置かれ、どのような機能を果たしたか、その変遷をたどり習得することとした。また、養護教諭の基本原則に直接的にかかわる「養護の意義」、「養護の概念」、「養護教諭の専門性」、「養護とは何か」、「養護観」として、養護の対象としての人間、養護の目的、機能等から養護の概念を追求することを養護内容とした。また、「教育職員としての養護教諭」や教育職員としての「養護教諭の専門性」を理解し、専門職としての基本的責務とする「今日的課題と期待される養護教諭像」、社会人教育職員としての「職業倫理」について考える。さらに、様々な「子どもの健康実態と養護教諭の実践」や「学校の特性に応じた養護活動」、「養護教諭と組織づくり（学校、家庭、地域医療機関）」を通し、対象と場に応じた様々な具体的な養護実践について考える。養護学の体系化につなげる「養護教諭の実践とエビデンス」、日常的な実践を研究的な視点で検証

する「養護教諭の実践と研究」について目的にあった研究方法や研究デザインについて内容とした。

大項目「(2) 学校教育の理解」では、養護教諭として「子どもの発育発達」を理解し、「子ども観・健康観・教育観」をもって、発達支援に果たす養護の理解を深める。教育法規の「教育の目的と目標」を理解し、「教育に果たす養護教諭の役割」、「教育課程・学習指導要領と養護教諭の活動過程」について習得する内容とした。

大項目「(3) 学校保健の理解」では、「学校保健の意義や構造・制度・関連法規」や、学校保健組織活動関係職員とともに推進する「学校保健活動における養護教諭の役割」、学校の教育目標のもとに学校保健活動の基本計画である「学校保健計画の立案、実施、評価と養護教諭のかかわり」、また養護教諭の「学校保健の関連職種・関係機関の役割と協働」について習得する内容とした。

大項目「(4) 学校安全の理解」では、「学校安全の意義や構造・制度・関連法規」を理解し、学校安全組織活動関係職員とともに推進する「学校安全活動における養護教諭の役割」、学校の教育目標のもとに学校安全活動の基本計画である「学校安全計画の立案、実施、評価と養護教諭のかかわり」から、養護教諭の「学校安全の関連職種・関係機関の役割と協働」を内容とした。

## (2) 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム (D領域：養護実践の内容と方法) における養護内容

D領域の一般目標は、「養護実践を行うために必要な知識、技術、方法を習得し、統合化する。」としている。大項目は、「(1) 養護実践における養護教諭の活動過程」、「(2) 養護実践の方法 (健康実態・健康課題の把握)」、「(3) 養護実践の方法 (支援の方法)」、「(4) 養護実践の方法 (学校環境づくり)」、「(5) 保健室の経営」、「(6) 養護実践の研究」の6項目である (表3)。

まず、大項目「(1) 養護実践における養護教諭の活動過程」では、子どもの心身の健康の保持増進を図るために目的をもって養護教諭が行う「養護実践とは」とした。次に、養護教諭の活動過程と評価 (計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)) のプロセスについて理解し、養護実践を効果的に進めるために、「地域の特性に応じた養護実践」、及び「学校保健の組織活動 (学校保健委員会等) とそれを担う人々」との連携を図ることである。

また、大項目「(2) 養護実践の方法 (健康実態・健康課題の把握)」では、健康に関する保健調査、生活実態調査、就学時健康診断等の「健康調査の目的・法的根拠」によって、健康実態を捉える。また、養護実践に有効に活用するための「健康調査の計画・実施・評価」を理解する。次に「健康観察の目的・法的根拠」について、「養護教諭が行う健康観察」とともに、「教諭や子どもが行う健康観察と養護教諭の役割」から、健康観察結果を分析して、必要な対応をする。また、「健康診断の目的・法的根拠及び種類」に基づいて、「健康診断の計画・実施・評価」を行い、「健康診断における関連職種・関係機関の役割と協働」により、健康教育に活用することについて考える。養護教諭の「情報収集・アセスメント・問題の明確化・目標設定・計画・実施・評価」することとした。

大項目「(3) 養護実践の方法 (支援の方法)」では、まず健康課題解決に向けて、個別及び集団への支援のための「ヘルスプロモーションの理念に基づいた保健管理・健康教育」を習得する。次に、「養護教諭が行う救急処置の意義と役割」を担い、「養護教諭が行う救急処置の実際」に取り組み、「学校における救急処置・救急体制」への整備を図ることとした。養護教諭として「健康相談・健康相談活動の目的・法的根拠」について理解し、「健康相談・健康相談活動の展開」を行い、「健康相談・健康相談活動における関連職種・関係機関の役割と連携・協働」する。さらに、「特

別支援教育と養護教諭の役割」として特別な支援を必要とする子どもへの自立、社会参加を目指した対応を可能とする「(慢性疾患・障がい等) さまざまなニーズのある子どもへの養護」についての内容とした。子どもの実態から健康課題をとらえ、「保健指導の目的と法的根拠」に基づいて、

表3 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム (2012) (D領域: 養護実践の内容と方法) における養護内容 (試案)

一般目標	大項目	中項目	行動目標	養護内容
養護実践を行うために必要な知識、技術、方法を習得し、統合化する。	(1) 養護実践における養護教諭の活動過程	① 養護実践	養護実践は、子どもの発達段階、生活環境をふまえ、子どもの心身の健康の保持増進を図るために目的を持って養護教諭が行う教育活動であることを説明できる。	養護実践とは
		② 養護実践の活動過程	養護実践には、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスがあり、それをふまえた健康診断、救急処置、保健指導、健康相談活動などの進め方を説明できる。	養護教諭の活動過程と評価 (計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action))
		③ 養護実践における組織的 活動と地域・家庭との連携	養護実践を効果的に進めるには、目的に応じて学校保健委員会、校内保健部会などの組織の活用や地域関係者・家庭との連携が必要であることを説明できる。	地域の特性に応じた養護実践 学校保健の組織活動 (学校保健委員会等) とそれを担う人々
	(2) 養護実践における健康実態・健康課題の把握	① 健康に関する調査の実施と活用	健康に関する調査には保健調査、生活実態調査、入学時健康調査などがあり、その結果から捉えた健康実態を養護実践 (保健指導、健康相談活動、組織活動など) に有効に活用する方法を工夫できる。	健康調査の目的・法的根拠 健康調査の計画・実施・評価
		② 健康観察の実施と活用	健康観察の意義、方法などについて理解し、担任や子どもに実施上の配慮事項を指導するとともに、観察結果を分析して、保健指導、感染症対策などの養護実践に活用できる。	健康観察の目的・法的根拠 養護教諭が行う健康観察 教諭や子どもが行う健康観察と養護教諭の役割
		③ 健康診断の実施と活用	法的根拠に基づいて行われる健康診断を計画、実施することができ、健康診断結果に基づく事後措置の方法を理解し、健康教育への活用ができる。	健康診断の目的・法的根拠及び種類 健康診断の計画・実施・評価 健康診断における関連職種・関係機関の役割と協働
		④ 養護診断の実施	養護教諭のアセスメントに基づいて問題の明確化を図り、必要とする支援を判断できる。	情報収集・アセスメント・問題の明確化・目標設定・計画・実施・評価
	(3) 養護実践の方法 (支援の方法)	① 支援の方法	健康課題を的確に把握し、課題解決に向けた保健管理、健康教育などによる個別及び集団への支援方法について説明できる。	ヘルスプロモーションの理念に基づいた保健管理・健康教育
		② 救急処置活動の展開	養護教諭として傷病発生に対する救急体制を整備し、適切な救急処置を行い、子どもや教職員などに対して救急処置に関する教育を実施できる。	養護教諭が行う救急処置の意義と役割 養護教諭が行う救急処置の実際 学校における救急処置・救急体制
		③ 健康相談・健康相談活動の展開	養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かして、心身の健康観察、問題の背景の分析、解決のための支援、家庭や関係者との連携などにより、心や体の両面への対応を実施できる。	健康相談・健康相談活動の目的・法的根拠、 健康相談・健康相談活動の展開 健康相談・健康相談活動における関連職種・関係機関の役割と連携・協働
④ 特別な支援を必要とする子どもへの対応		発育・発達の視点から子どものニーズに応じて、家庭や地域の専門機関と連携して、自立、自己実現やQOLの向上を目指した対応ができる。	特別支援教育と養護教諭の役割 (慢性疾患・障がい等) さまざまなニーズのある子どもへの養護	
⑤ 保健指導の実施		子どもの健康実態から健康課題をとらえ、課題解決に向けた個別及び集団の保健指導を計画し、実施できる。	保健指導の目的と法的根拠 保健指導 (個別・集団指導) の計画・実施・評価	
⑥ 保健学習への協力と参加		学習指導要領に示された保健の教科の領域に関する目標や内容について、学校の教育課程をふまえて、養護教諭の専門性を生かし、保健学習への協力や参加ができる。	保健教育の目的・法的根拠 保健学習と養護教諭の役割 養護教諭の専門性を活かした保健学習	
⑦ 子どもの委員活動への支援		委員会活動を通して健康や安全に関する意識を高め、協力して諸問題を解決しようとする子どもの自発的な活動を支援できる。	児童生徒保健委員会の活動と養護教諭のかかわり	
⑧ 養護実践のための諸資源の活用		養護実践に必要な社会的な諸資源とそれに関する法規や制度等について理解し、効果的な活用ができる。	教育・保健・福祉・医療等の地域資源とその活用 関連職種・関係機関に関する法規や役割	
(4) 養護実践の方法 (学校環境づくり)	① 生活環境づくり	子どもの発達を支援する学校の生活環境づくりについて理解し、学校安全・学校の危機管理などを通して、安心・安全な環境づくりへの働きかけができる。	子どもの生活・学習環境づくりとは何か 生活・学習環境づくりの実際 学校環境衛生 学校における危機管理	
	② 学習環境づくり	学校環境衛生 (騒音、照度、黒板、空気・換気、温熱環境など) の管理を通して、学校における適切な学習環境づくりへの働きかけができる。		
(5) 保健室の経営	① 保健室経営の意義	保健室経営とは、各種法令、学校の教育目標等をふまえ、子ども等の健康の保持増進を図ることを目的に、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限生かしつつ、教育活動の一環として保健室経営計画のもと、組織的に運営するものであることを説明できる。	保健室経営とは	
	② 保健室の役割と機能	保健室は、学校教育の目的を実現するために必要不可欠なものとして位置づけられている施設であり、子ども等の健康実態の把握、健康診断、健康相談、救急処置、健康相談活動、健康教育などを行なう場として教育活動に寄与する役割を持っていることを説明できる。	保健室の役割と機能	
	③ 保健室経営計画の作成	保健室経営の意義をふまえて、保健室経営を計画的・組織的に進めるために保健室経営の方針や重点目標、重点活動、評価の観点などを示すことができる。	保健室経営計画の作成	
	④ 保健室経営の実施と評価	保健室経営計画に基づいて保健室経営を実施し、自己評価や他者評価によって保健室経営を改善するプロセスを説明できる。	保健室経営の実施と活用	
	⑤ 保健室の施設・設備	保健室の設置基準や設備・備品の基準に関する法律を理解し、保健室経営のために必要な設備・備品や望ましい配置について説明できる。	保健室の設置基準と関連法規 保健室の設備・備品 保健室の望ましい配置	
(6) 養護実践の研究	① 養護実践の研究の意義	養護教諭が行う研究は、実践的研究 (実践から得られた知見を一般的なものとする理論化) と研究的実践 (その理論を仮説として実践の中で検証する実践化) が繰り返されることによって、理論と実践を融合し、根拠のある実践として積み上げるものであることを説明できる。	養護教諭にとっての研究	
	② 養護実践の研究の方法	養護実践の研究は、実践から共通の理論を導き出したり、その理論を裏証したりするプロセスであることを理解し、教育活動の中からテーマを選んで研究デザインを立て、適切な研究方法を選択し、結果の分析や考察などを行って、研究成果を実践へフィードバックするという流れをふまえた研究ができる。	養護教諭の行う研究の進め方	



課題解決に向けた「保健指導（個別・集団指導）の計画・実施・評価」する。「保健教育の目的・法的根拠」、学校の教育課程をふまえた、「保健学習と養護教諭の役割」、「養護教諭の専門性を活かした保健学習」について習得する。健康や安全に関し組織的に問題を解決しようとする「児童生徒保健委員会の活動と養護教諭のかかわり」とした。養護教諭に必要な社会的資源とする「教育・保健・福祉・医療等の地域資源とその活用」への理解を深め、「関連職種・関係機関に関する法規や役割」に基づいた効果的な活用を図る。

大項目「(4) 養護実践の方法（学校環境づくり）」では、「学校環境衛生」、「学校における危機管理」を通して、「子どもの生活・学習環境づくりとは何か」、「生活・学習環境づくりの実際」について習得することとした。

大項目「(5) 保健室の経営」について法規や学校の教育目標から教育活動の一環として組織的に運営することを学習する「保健室経営とは」とした。「保健室の役割と機能」、保健室経営を計画的、組織的に運営するための「保健室経営計画の作成」、計画に基づき実施し、自己・他者評価によって改善するプロセスとする「保健室経営の実施と活用」とした。「保健室の設置基準と関係法規」を理解し、保健室経営のための「保健室の設備・備品」、「保健室の望ましい配置」とした。

大項目「(6) 養護実践の研究」は、理論と実践を融合させ、根拠のある実践として積み上げる「養護教諭にとっての研究」とした。また、実践から理論を導く（実践的研究）、理論を検証する（研究的実践）等による「養護教諭の行う研究の進め方」とした。

### 3-3 養護内容の検証

抽出された養護内容について質問紙調査を実施した。対象は、日本教育大学協会全国養護部門所属大学で、教育職員免許法の養護の関する科目「養護概説」を担当する教員11名とした。調査方法は、郵送調査法による無記名自記式質問紙調査を実施した。調査内容は、抽出された養護内容の項目としての適切性について、各中項目ごとに「適している○、適していない×」の2件法を用いて回答をしてもらった。また、修正案の記入箇所を設けた。調査期間は、2014年9月に実施した。倫理的配慮として、対象者に、質問紙調査の紙面に、研究への参加における自由意思と拒否の自由、データ管理、プライバシーの保持等を記載し、郵送による提出で参加への同意があるものとみなした。

養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム（2010）（領域A：養護教諭の基本原則、D領域：養護実践の内容と方法）における養護内容（試案）について「養護概説」を担当とする対象者に養護内容質問紙調査を実施した結果は、以下のとおりであった。

対象者の属性は、全員女性であり、養護教諭の経験がある、年齢は、30代3名、50代3名、60代1名であった。養護内容に関して、対象11名中7名からの回答を得た。7名の回答からは、全員が各項目について×はなかった。しかし、養護内容についての内容項目が、A領域及びD領域の二つの領域に限定した養護内容でよいのか疑問であるという回答が3名から得られた。

## 4. 総合的考察

本研究は、養護教諭養成教育における養護実践、専門的機能の視点による養護の枠組みと内容について明らかにすることを目的としている。

まず、検討Aでは、養護概念、養護の専門的機能の視点による、小倉、藤田、国立大学養護教

論養成協議会研究委員会の文献から、養護の枠組みについて理論的検討を行った。養護概念は、子どもの人権を尊重し、学校保健活動を推進する養護教諭の実践そのものであり、養護教諭の実践的・包括的な概念としてとらえていると考えられた。さらに、養護教諭の専門的機能として、子どもと養護教諭との相互に深め合う関係を生み出すことを根幹とした、学校保健活動における養護実践に基づいた、学校保健の機能と捉えられた。多様な子どもの養護ニーズに対応するためには、養護教諭養成教育は専門職として実践との融合を図り、より高度な専門的職業能力を保持する必要がある、養護教諭養成教育の専門とする養護の枠組みは、養護実践、専門的機能の内容であると考えられた。

養護の枠組みの考え方をもとに、養護教諭養成教育の必要最低限の理想とする日本教育大学協会全国養護部門コア・カリ（2012）を検討した。コア・カリA領域とD領域とは、A領域（養護教諭の基本原則）を受けて、D領域（養護実践の内容と方法）が展開され、D領域の基盤となる内容がA領域で提示されており、A領域では、養護教諭のアイデンティティの確立を目指し、D領域では養護教諭としての実践課程とその方法論の知識、技術を学ぶように構成されている（大谷、2006）。このことから、養護教諭養成コア・カリA・D領域が、養護実践、専門的機能を有している、A領域（養護の本質）・D領域（養護実践）が本研究における養護の枠組みに適していると考えられた。

次に、検討Bとして、「養護概説」のテキストとして多く用いられている3つの文献に基づいて養護内容を作成した。養護内容の抽出は、養護教諭養成において養護教諭としての職務や役割を遂行する上で必要な基礎的知識や能力を修得することを基本として作成した。

養護内容について無記名自記式質問紙調査による検証を行った結果、養護内容は概ね適しているという回答が得られ、コア・カリA・D領域を養護の枠組みとした養護内容を明確にすることができた。しかし、コア・カリA・D領域以外のB領域（発達過程にある子どもの理解）・C領域（発達と健康）・E領域（臨地での研究）に含まれている養護内容についても検討を行う必要があることが示された。

A領域に関する養護内容について、大谷・中桐（2012）は、「養護」とは、成長発達段階にある子どもが、一人の人間として成長し、自立することができるように支援することであると述べている。自立することは、健康の自己管理能力を持つことであり、健康とは、「well-being」の状態にあることと述べている。学生が「養護の意義」や「養護の概念」、「養護とは何か」、「養護教諭の専門性」を模索し追求しつつ、養護教諭としてどのように子どもと向き合い、支援するのか、このことに学生が真摯に考える授業方法の検討も重要となると考える。また、A領域の養護内容は、養護に関する科目「養護概説」に主に内容として含まれる。しかし、「養護概説」に留まらず、4年間の大学生活のなかで学生が手ごたえをつかみ、ロールモデルともなる自身の「養護教諭像」を追求することも必要であり、養護概説に限らず、適宜、養護観、養護教諭観を語り合う機会を持つことが重要となると考えられる。

D領域は、「養護実践の内容と方法」であり、文部科学省中央教育審議会答申（2008）において学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められている。森（2002）は、ヘルスプロモーションの理念に依拠し、保健室活動は、学校保健の組織的活動の拠点と位置付けており、保健室経営計画を展開するためには、具体的な課題から学校組織を巻き込み活動を推進していく養護教諭の経営力を養成段階から育成することが求められる。養成教育では、講義のみならず演習によって想定した保健室をもとに、健康課題の明確化、保健室経

営計画の作成、実施、評価について、教育方法の工夫が期待される。

研究について、D領域の養護内容である「養護教諭についての研究」、「養護教諭の行う研究の進め方」、A領域の「養護教諭の実践とエビデンス」、「養護教諭の実践と研究」の養護実践によって、研究の視点を育てて行くことが重要となる。研究は、独自性や論理性、科学論文として、目的に合った研究方法や研究デザイン等を理解する必要がある。また、中桐（2012）は、養護教諭には子どもの多様なニーズへの速やかな対応が求められ、判断力とその根拠への説明が必要であり、養護教諭の多くは1校1名の配属であることから、日常の養護実践について他者の批判や評価を受ける機会は多くないため、経験に基づく判断を研究における仮説や検証によって確かなものにする必要があることを指摘している。卒業後、養護実践において研究的に構築することが、養護教諭としての力量形成、また自身が養護教諭としてのアイデンティティを確立していく上においても重要となると考えられる。このことが養護学の構築につながるとも考えられる。

本研究で作成した養護内容は、養護基礎学、養護実践学の内容を踏まえたものであり、「養護概説」のテキストとして作成する上での目次やその内容として活用することが可能と考える。また、養護内容は、キャリア教育において、各経験年数によって力量を再確認する指標となると考えられる。また、本研究において見出された養護内容における効果的な教育方法についての検討がさらに必要である。

本研究による養護教諭養成教育における養護の枠組みと養護内容は、国際的には他に比類ない職種である日本の養護教諭の根幹となる養成教育の貴重な基礎資料となり得ると考えられる。今後は、諸外国に類似する職種としてのスクールナースの教育体系・内容について明らかにし、日本における今後の養護教諭像を見据えた養護内容を検討する必要がある。

## 5. 結論

本研究の目的は、養護教諭養成教育における養護実践、専門的機能の視点による養護の枠組みと養護内容を明らかにした。

養護概念、養護の専門的機能の視点による、小倉、藤田、国立大学養護教諭養成協議会研究委員会の文献から、養護の枠組みについて理論的検討を行った。養護概念は、子どもの人権の尊重に基づく健康保障、発達保障を根幹として、学校保健活動を推進する養護教諭の実践的・包括的な概念と捉えた。養護教諭の専門的機能は、養護概念を踏まえ、子どもと養護教諭との相互の関係による学校保健活動における養護実践に基づいた学校保健の機能と捉えた。このことから、養護教諭養成教育において専門とする「養護」の枠組みは、養護実践、専門的機能の内容であると捉えられた。

養護の枠組みに適している養護教諭養成教育の日本教育大学協会全国養護部門コア・カリを用いて、A（養護の本質）領域・D（養護実践）領域において、「養護概説」の文献を参考に養護内容を抽出した。養護内容の検証は、無記名自記式質問紙調査によって行い、養護内容が概ね適しているという回答が得られた。養護教諭養成コア・カリA・D領域を養護の枠組みとした養護内容を明確にすることができた。

しかし、養護教諭養成コア・カリA・D領域以外のB領域（発達過程にある子どもの理解）・C領域（発達と健康）・E領域（臨地での研究）に含まれている項目の養護内容についても検討を行う必要があることが示された。また、本研究において見出された養護内容における効果的な教育

方法についての検討がさらに必要である。

本研究は、平成26年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所「研究プロジェクト」の一部である。

#### 引用文献

- 堀内久美子・中安紀美子・中川勝子他：養護活動を支える理論の構築に向けて，学校保健研究 39：498-504，1998
- 藤田和也：養護教諭実践論，青木書店，49-128，1985
- 池本禎子・大谷尚子・中桐佐智子他：養護教諭養成教育におけるカリキュラムの検討（1）カリキュラムの実態調査，日本養護教諭教育学会誌 4（1）：27-37，2001
- 国立大学養護教諭養成協議会研究委員会：国立大学養護教諭養成協議会研究委員会報告書，養護教諭の職務と基本的機能について，2-17，1983
- 第31回日本学校保健学会要望課題，学校保健研究，26，62-63，1984
- 三木とみ子編集：四訂養護概説，ぎょうせい，1-306，2012
- 森 昭三：変革期の養護教諭，大修館書店，87-210，2002
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラムの改革に向けて，2000
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭の養成教育と配置の充実をめざして，2002
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラムの提案，2004
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラムの提案（2）公開シンポジウムと現行カリキュラム調査から，2006
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラムの提案（3）行動目標の明確化，2008
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラム改革の提言—モデル・コア・カリキュラムからとらえた教育職員免許法「養護に関する科目」の分析を踏まえて—，2010
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラム改革の提言（2）—モデル・コア・カリキュラム（中項目）からとらえた「養護に関する科目」の開講時数について—，2012
- 小倉学：改訂養護教諭—その専門性と機能—，東山書房，130-213，1990
- 大谷尚子・松嶋紀子・小林冽子他：養護教諭養成教育のカリキュラム構造に関する研究—国立教育学系4年生大学における現行養護専門科目の開設の実態と展望，日本養護教諭教育学会誌 2（1）：12-23，1999
- 大谷尚子・池本禎子・中桐佐智子他：養護教諭養成教育におけるカリキュラムの検討（2）教育内容の構造化を目指して，日本養護教諭教育学会誌 5（1）：24-38，2002.
- 大谷尚子：専門職業人養成におけるコア・カリキュラム—日本教育大学協会全国養護部門の研究成果と今後の展望—，日本養護教諭教育学会誌 9（1）：12-17，2006
- 大谷尚子監修：養護ってなんだろう，132-159，ジャパマシニスト，2011.
- 大谷尚子・中桐佐智子編著：新養護学概論 養護教諭必携シリーズNo.1，東山書房，15-207，2012
- 杉浦守邦：日本の養護教諭の歩み，第52回日本学校保健学会教育講演資料（平成17年10月29日），3-18，東山書房
- 戸渡速志：今後の教員養成・免許制度の在り方について，日本養護教諭教育学会誌 9（1）：2-5，2006
- 采女智津江編集：新養護概説〈第5版〉，少年写真新聞社，3-201，2012

(2016年3月31日提出)

(2016年5月10日受理)

# Research of Proposal for Educational Contents And Framework of Yogo Teachers' Education from the Angle of Yogo Practice And Technical Function

**NAKASHITA Tomiko**

Saitama University

**OKADA Kanako**

Tiba University

**ASAKURA Takashi • TAKEHANA Yukari**

Tokyo Gakugei University

**KAMATUKA Yuko**

Shizuoka University

**SAITO Risako**

Seigakuin University

This study aimed to propose educational contents and framework of Yogo teachers' education from the Angle of Yogo practice And technical function.

A Examination, Educational contents And frameworks of Yogo teachers' education on theory were analyzed and discussed. Yogo is concerning with a child and a yogo teacher, in the practical and comprehensive of yogo teacher, And framework of Yogo is yogo practice and technical function. The A (kind of Yogo) territory • the D (Yogo practice) territory from the Model • Core • Curriculum in Research Committee of Yogo Division of Japan Association of Universities of Education(2012) were found by the framework of yogo education of yogo practice And technical function.

B Examination, We studied yogo educational contents of the framework of yogo from literature. We studied yogo educational contents by questionnaire. Result, we had a response of most fits of Yogo educational contents, but target was limited. It was Also indicated to consider of Yogo educational contents of the B (the child's understanding in the development process) territory, the C (development And health) territory And the E territory (study by school) for the Model • Core • Curriculum. It's necessary to consider education technique by Yogo educational contents of this study.

**Key words:** Yogo teacher education, Education contents, Technical function